

健発 0 1 3 1 第 1 1 号
令和 2 年 1 月 3 1 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{保健所設置市市長} \\ \text{特 別 区 区 長} \end{array} \right]$ 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部
を改正する政令等について

国内及び海外における新型コロナウイルス感染症の発生の状況の変化等に鑑み、本日、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 22 号）、検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和 2 年政令第 23 号）、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第 3 条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 11 号）及び検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 12 号）が公布・施行されたところである（別添 1 を参照）。

これらの命令の概要等は下記のとおりであるので、貴職におかれては、内容を十分御了知いただくとともに、貴管内市町村及び関係機関等へ周知を図り、その施行に遺漏なきを期されたい。

記

第一 概要

1 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和 2 年政令第 11 号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して 10 日を経過した日から、同令の公布の日から起算して 4 日を経過した日に改めること。

(本則関係)

2 検疫法施行令の一部を改正する政令の一部を改正する政令

検疫法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第12号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

3 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令の一部を改正する省令

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

4 検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

検疫法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第10号）の施行期日を、同令の公布の日から起算して10日を経過した日から、同令の公布の日から起算して4日を経過した日に改めること。（本則関係）

第二 施行期日等

1 公布の日から起算して4日を経過した日（令和2年2月1日）から施行すること。

2 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）及び新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令（令和2年厚生労働省令第9号）については、施行の日から起算して1年を経過した日（令和3年1月31日）に、その効力を失うこと。

第三 感染症発生動向調査事業

感染症発生動向調査事業実施要綱（平成11年3月19日付け健医発第458号）について、別添2のとおり改めること。この実施要綱の改正は、令和2年2月1日から適用すること。